

ご契約中のお客さまへ

日頃は、大多喜ガスをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。
平成29年3月31日時点で一般ガス供給約款及び以下の選択約款にご加入いただいているお客さまにつきましては、今般のガス事業法令の改正に伴う制度変更により、平成29年4月以降、ご契約内容を一部変更させていただきます。なお、**料金単価表の変更はございません。**また、**下記変更内容をご承諾いただき、平成29年4月以降も引き続き大多喜ガスとご契約いただける場合は、特段のお手続きは不要です。**

対象契約種別

一般ガス供給約款

選択約款【家庭用ガス温水床暖房契約(ひだまりII)、家庭用コージェネレーションシステム契約、業務用契約、ガス空調A契約、ガス空調B契約、ガス空調C契約、デマンドA契約、デマンドB契約、輸送向け圧縮天然ガス用A契約、蒸気ボイラー専用契約】

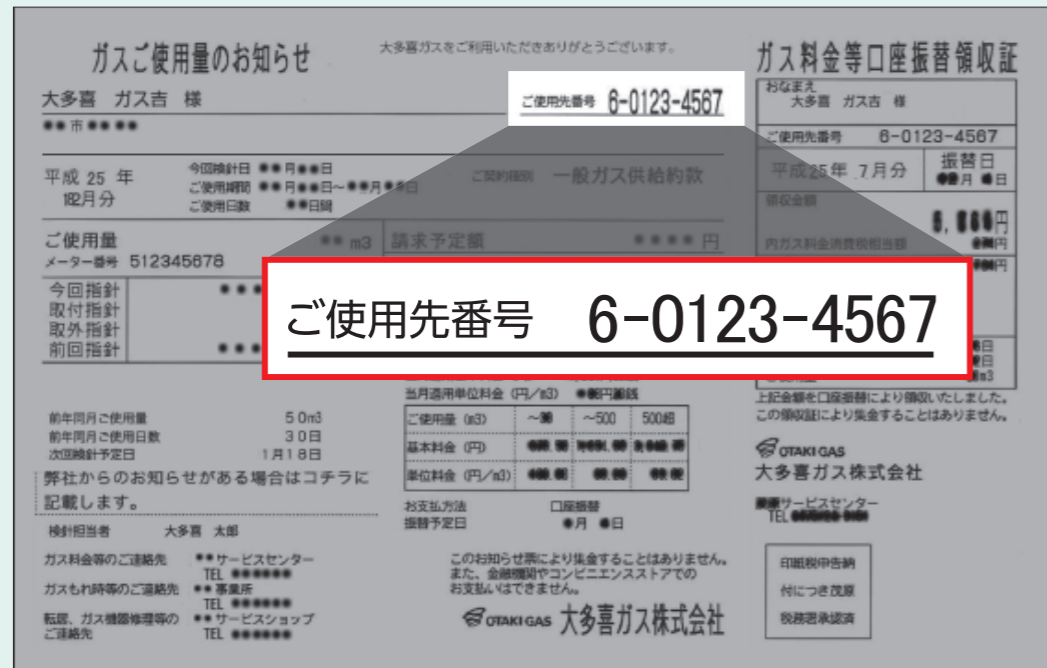
変更のポイント

- ①他のガス小売事業者への契約切り替えによる解約について規定しました。
- ②ご契約種別またはご契約先のいかにかわらず、ガス工事を申し込む方は、当社が定める「ガス工事約款」に基づき、当社に申し込んでいただきます。
- ③当社は、各種約款を変更することがあります。お客さまは、変更後の各種約款に異議がある場合、解約することができます(期間の定めのある契約においては契約期間中であっても同様といたします)。
- ④各種約款の変更(契約期間の延伸を含みます)の際は、その変更内容や新たな契約期間をお客さまにお知らせいたします。その際、供給条件の説明を、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法により行い、当該変更をしようとする必要事項のみを説明し、記載します。
- ⑤その他、今般のガス事業法令の改正に伴う制度変更により、各種約款を変更しています。
※変更後の供給条件(約款)は当社ホームページへ掲載しておりますので、ご覧ください(約款を書面でご希望のお客さまは、当社へご連絡ください)。
※**上記変更内容をご承諾いただける場合は、特段のお手続きは不要です。**
変更内容にご承諾いただけない場合は、お手数ですが、平成29年3月31日までに、当社へご連絡ください(お客さまは、変更内容に異議がある場合、解約することができます)。

都市ガス小売の全面自由化について

●都市ガス小売全面自由化および供給地点特定番号のご説明

- ガス事業法が改正され、平成29年4月から都市ガス小売の全面自由化が実施されることとなり、都市ガスをお使いの全てのお客さまが都市ガスの購入先を自由に選択することができる制度となります。
- これまで当社は、一部の大口契約を除き、経済産業大臣の認可を得て(もしくは届け出て)ガス料金を設定していましたが、今後はこのような行政手続きが不要となります※。
※お客さまが確実にガス供給を受けられることを目的として最終保障供給の制度も併せて措置されています(改正ガス事業法第51条)。
最終保障供給をご希望のお客さまは、当社へご連絡ください。
- 今後、料金を含む契約条件を変更する場合には、事前に説明を書面の交付等により行います。
- 都市ガス小売全面自由化に伴い、お客さまの都市ガスの契約場所を特定する番号として、「供給地点特定番号」(17桁)が設定されます。
- 「供給地点特定番号」は、「078-00000-ご使用先番号(9桁)」となります。なお「ご使用先番号」は「ガスご使用量のお知らせ」(検針票)をご覧ください。
【「ガスご使用量のお知らせ」(検針票)イメージ】



- 当社は、今後も引き続き安全・安定供給に努めるとともに、一層の経営効率化を推進し、お客さまに選択していただける都市ガス会社を目指してまいりますので、今後とも大多喜ガスをご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

(注) なお、**平成29年4月以降も引き続き、大多喜ガスとご契約いただける場合は、お手続きは不要**です。

(ご参考) ご契約内容の概要について

1. 料金単価表

(1)一般ガス供給約款料金

(39MJ・税込)

適用条件	料金表	適用区分(1か月の使用量)	基本料金(月額)	単位料金
なし	A	0m ³ ~30m ³ まで	1,015.20円	118.80円/m ³
	B	30m ³ 超~500m ³ まで	1,404.00円	105.84円/m ³
	C	500m ³ を超える場合	3,942.00円	100.76円/m ³

※当社は延滞利息制度を採用しております。延滞利息制度は、ガス料金のお支払いが支払期限日(*)以降になされた場合に、その経過日数に応じて1日あたり0.0274%(年率約10%)の率で算定した延滞利息をいただく制度です。なお、支払期限日の翌日から起算して10日以内にお支払いの場合は、延滞利息はいただきません。
*支払期限日:検針日の翌日から起算して30日目。30日目が休日の場合は翌営業日までで延伸されます。
※ガス料金は、口座振替または払込み等の方法により、支払期限日までにお支払いいただけます。
※支払義務発生日(検針日等)の翌日から起算して50日(支払義務発生日の翌日から起算して50日目が休日の場合は、その直後の休日でない日)を経過してもなおガス料金または延滞利息のお支払いがない場合には、ガスの供給を停止することがあります。
※ご契約内容を記載した約款は、当社ホームページに掲載しておりますので、ご覧ください(約款を書面でご希望の場合はご連絡ください)。
(URL <http://www.otakigas.co.jp/>)

(2)選択約款料金

①家庭用ガス温水床暖房契約(ひだまりⅡ)

(39MJ・税込)

適用条件	料金表	適用区分(1か月の使用量)	基本料金(月額)		単位料金	
			冬期	冬期以外	冬期	冬期以外
ご家庭でガスを熱源とした温水床暖房をご利用されているお客さま	A	0m ³ ~30m ³ まで	1,015.20円		118.81円/m ³	
	B	30m ³ 超~60m ³ まで	1,404.00円	2,684.88円	105.85円/m ³	63.15円/m ³
	C	60m ³ を超える場合	3,317.76円		73.95円/m ³	

※冬期とは、12月~3月検針分をいい、冬期以外とは、4月~11月検針分をいいます。

②家庭用コージェネレーションシステム契約

(39MJ・税込)

適用条件	料金表	適用区分(1か月の使用量)	基本料金(月額)		単位料金	
			冬期	冬期以外	冬期	冬期以外
ご家庭で、エコウィルやエネファームなどの「家庭用コージェネレーションシステム」をご利用のお客さま	A	0m ³ ~30m ³ まで	1,015.20円		118.81円/m ³	
	B	30m ³ を超える場合	2,721.60円	2,786.40円	61.92円/m ³	59.76円/m ³

※冬期とは、12月~3月検針分をいい、冬期以外とは、4月~11月検針分をいいます。

③家庭用以外の選択約款契約

家庭用以外の選択約款のお客さまにつきましては、別途ご案内いたします。

2. 契約変更時の取扱いについて

当社は、契約期間中であっても、各種約款を変更することがあります。お客さまは、変更後の各種約款に異議がある場合、解約することができます(変更のポイントを参照ください)。

3. ガスの購入先を変更することに伴う解約の手続きについて

お客さまがガスの購入先を当社から他のガス小売業者に切り替える場合には、新たなガス小売事業者に対し契約の申込みをしていただきます(当社への解約のお申し出は不要です)。

※引越し等の理由によりガスの使用を終了する場合には、従来どおり当社にご連絡いただけます。